

国政評第88号
平成28年3月31日

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣

平成28年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成28年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 海洋権益の保全について

我が国周辺国における海洋権益を巡る動きの活発化や外国漁船による違法操業等を踏まえ、領域及び排他的経済水域の監視警戒・取締りを厳格に実施するほか、管轄海域の管理に必要不可欠な海洋調査や海洋情報の管理・提供を的確に実施することによって、我が国の海洋権益の保全に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 管轄海域の監視体制の強化により、今後発生しうる我が国領海等への外国船舶の接近・侵入、外国漁船による違法操業、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による海洋調査活動等の主権侵害行為等に厳正に対応すること。

2. 海上における治安の確保について

海上における治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。

3. 海難の救助について

海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。

[具体的な目標]

- ・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。
- ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取り組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を平成32年度までに85%以上とすること。

4. 海上交通の安全確保について

海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく規則、指導及び情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。

[具体的な目標]

- ・ ふくそう海域における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率（通航隻数100万隻当たり76隻以下）を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生数を0件とすること。
- ・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32年度までに少なくとも2,000隻未満とすること。

5. 海上防災・海洋環境の保全について

大規模な油等排出事故や巨大地震の発生等による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃船等の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 油や有害液体物質の流出に伴う海上災害、原子力災害及び自然災害の発生に備え、災害即応能力の強化を図ること。
- ・ 将来発生が予想される大規模地震・津波災害を見据えて、震災対応能力の向上を図ること。

6. 海象の観測等について

海象等の観測データ収集及び品質管理を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。

[具体的な目標]

- 地震・火山噴火の発生する可能性の高い場所や時期の予測に資する基礎情報整備のため、平成 28 年度は巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域 1 箇所における断層と日本周辺海域に存在する海域火山 1 箇所について、情報の空白区域を減少させること。
- 全国 20 箇所に設置されている験潮所において、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面等を求めること。また、観測結果を地震予知の資料として地震予知連絡会に提供するほか気象庁へ同データのリアルタイム転送等を行うこと。